

# やまぐち中小企業脱炭素化促進支援事業に係る脱炭素化セミナー及び マッチングに関する業務委託仕様書

## 1 委託業務名

脱炭素化セミナー実施及びマッチング支援に係る業務委託

## 2 目的

カーボンニュートラルの流れを新たなビジネスチャンスと捉え、受注企業となる県内中小企業を対象に、既存業務の見直しや新たな事業展開、販路拡大につながるセミナー等を実施することで、県内中小企業の脱炭素化を促進するとともに、県内中小企業の持続的経営への転換と成長・発展の実現を支援する。

## 3 委託契約期間

委託契約を締結した日から令和7年2月14日まで

## 4 委託金額

委託料の上限は3,300,000円(税込)とする。

## 5 支援対象

山口県内に主たる事業所を有する中小企業者(中小企業等経営強化法第2条第1項による)を支援対象とする。

## 6 委託業務の内容

### (1) 全体セミナー

- ・既存業務の見直しや新たな事業展開、販路拡大等につながるセミナーを実施すること。
- ・セミナーの内容は、「脱炭素(カーボンニュートラル)」をキーワードとし、発注企業が求めるニーズ発信を行うなど、参加者と発注企業とのマッチングにつながる内容となるよう企画し、事前に委託者とすり合わせを行うこと。
- ・なお、参加者である県内中小企業の中には、カーボンニュートラルに関する知識が十分でない者も存在するため、セミナー内容の企画にあたっては、これを十分に考慮すること。
- ・開催方法は対面開催とすることが望ましい。
- ・開催時期は8月～10月の間を想定しているが、詳細は委託者と協議の上決定すること。
- ・(参考)当財団が支援を行っている企業の中には、水素・アンモニア等の脱炭素に関連する装置等に係る加工や配管などを行う企業もあり、こうした業種の企業の参加が想定される。

### (2) 個社セミナー

- ・(1)の全体セミナー参加企業のうち希望する者に対して、発注企業とのマッチングに向け、マッチングの精度向上のためのPR等に関する個社指導・ブラッシュアップを行うこと。
- ・個社セミナーの対象は、3社程度を想定している。
- ・個社セミナーは各参加者に対し1回以上実施すること。

(3) マッチング（発注企業と県内中小企業の面談）

- ・(2)の個社セミナーに参加した企業にマッチする発注企業を調査・選定し、個社セミナー参加企業それぞれに対し、発注企業1社以上との面談を実現すること。
- ・なおマッチングにあたっては、状況を委託者へ報告・共有すること。

<参考>想定されるセミナー及びマッチングの例

カーボンニュートラルをビジネスチャンスに感じさせ、マッチングにつなげる。

- ①全体セミナー：『脱炭素（カーボンニュートラル）×ビジネスマッチングの近道』を山口県内においてリアル・オンライン併用で実施
- ②個社セミナー：全体セミナーの内容を踏まえた個社指導（自社PR原稿作成）をオンラインで実施 1回目…キーワードや数字を整理・分析 2回目…原稿案作成、微調整
- ③マッチング：各社の原稿を参考に発注企業をピックアップ・調整の上、オンラインで面談をセッティング

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
諸検討	全体セミナー	個社セミナー	個社セミナー	個社セミナー	個社セミナー	マッチング	

【受託事業者が行う事務の内容】

- (1) 全体セミナーの企画、実施及び調整
  - ・セミナーで使用する資料は、開催前々日までに委託者へ提出すること。
  - ・会場の手配、使用料の支払を行うこと。（会場使用料は委託金額に含む。）
  - ※会場候補は、委託者にて提示可能
  - ※セミナー受講者の募集は、委託者が行う。
- (2) 個別セミナーの企画、実施及び調整
- (3) マッチング（発注企業と県内中小企業との面談）の実施

7 その他

- (1) 本業務の履行に当たり、この仕様書、契約及び当財団の指示を遵守すること。
- (2) 委託料については、原則として全事業の終了後、検収した上で支払う。
- (3) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできない。
- (4) 受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記（個人情報取扱特記事項）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (5) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) その他不明な点は、双方の協議により決定する。

## 別記 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるかを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

### (再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

### (資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### (事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注 「甲」は委託契約締結者を、「乙」は委託先をいう